



茨城 県 報

第 1 5 2 3 号

平成15年12月 1 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 換地計画において鉄道施設区内に定められるべき宅地の指定（新線沿線整備課）	1
● 救急告示病院の認定（医療整備課）	4
● 救急医療協力診療所の指定の取消し（医療整備課）	4
● 道路の区域の変更（5 件）（道路維持課）	4
● 指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（出納第一課）	7
● 土地改良区役員の就任（土地改良事務所）	7
● 土地改良区役員の退任（土地改良事務所）	7
● 土地改良事業の工事の完了（土地改良事務所）	7
● 土地区画整理審議会委員選挙の通知（土木事務所）	7

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）	8
● 保安林の皆伐面積の限度公表（林業課）	8
● 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（6 件）（都市計画課）	9

(監 査 委 員)

● 行政監査の公表	35
-----------------	----

正 誤

● 平成15年 9 月 1 日付け茨城県報第1517号中	63
------------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1813号

研究学園都市計画島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行地区内の下記の宅地を大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第61号）第13条第 4 項の規定により、換地計画においてその宅地についての換地を鉄道施設区内に定められるべき宅地として指定したので、同条第 7 項の規定により公告する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

所 在 及 び 地 番				地 目	地積 (㎡)
市 町 村		字	地 番		
つくば市	谷田部	真瀬向	87 - 1	田	1,553.00
つくば市	谷田部	真瀬向	88 - 1	田	1,722.00
つくば市	谷田部	要害	99	田	2,768.00
つくば市	谷田部	漆	乙1080	山林	56.00
つくば市	谷田部	漆	1081 - 3	畑	4,368.00
つくば市	谷田部	漆	1085	山林	2,042.00
つくば市	谷田部	要害	1086	山林	135.00
つくば市	谷田部	要害	1087	畑	128.00
つくば市	谷田部	要害	1088	畑	641.00
つくば市	谷田部	要害	1090 - 1	畑	199.00
つくば市	谷田部	要害	1092 - 1	畑	923.00
つくば市	谷田部	要害	1093	畑	459.00
つくば市	谷田部	要害	1094	山林	327.00
つくば市	谷田部	漆	1144 - 79	畑	1,986.00
つくば市	谷田部	漆	1144 - 655	山林	2,857.00
つくば市	谷田部	漆	1144 - 691	畑	2,878.00
つくば市	谷田部	漆	1144 - 692	山林	1,828.00
つくば市	谷田部	漆	1144 - 694	山林	915.00
つくば市	谷田部	陣場	2402 - 4	山林	1,983.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 8	山林	661.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 12	山林	661.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 18	山林	331.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 19	山林	166.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 21	山林	662.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 26	山林	165.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 29	山林	192.00
つくば市	谷田部	陣場	2421 - 30	山林	291.00
つくば市	谷田部	陣場	2433 - 2	山林	720.00
つくば市	谷田部	陣場	2435 - 2	山林	1,800.00
つくば市	谷田部	陣場	2436	山林	33.00
つくば市	谷田部	山合	2456	田	2,333.00
つくば市	島名	熊ノ山	1466 - 3	山林	595.00
つくば市	島名	下長丁	1486	畑	429.00
つくば市	島名	下長町	1505 - 2	宅地	295.54
つくば市	島名	下長町	1523 - 1	畑	495.00
つくば市	島名	不動山	1538 - 5	山林	1,287.00
つくば市	島名	熊ノ山	1553	畑	287.00

所 在 及 び 地 番				地 目	地積 (㎡)
市 町 村		字	地 番		
つくば市	島名	熊野山	1555	畑	294.00
つくば市	島名	熊ノ山	1556	田	307.00
つくば市	島名	熊野山	1557 - 1	畑	343.00
つくば市	島名	熊野山	1557 - 2	田	495.00
つくば市	島名	熊ノ山	1558 - 2	畑	585.00
つくば市	島名	香取前	1927 - 1	畑	426.00
つくば市	島名	香取	1983	畑	472.00
つくば市	島名	香取	1984	畑	634.00
つくば市	島名	香取	1985	畑	763.00
つくば市	島名	香取	1990	畑	105.00
つくば市	島名	香取	1991	畑	317.00
つくば市	島名	香取	1995	畑	1,504.00
つくば市	島名	香取	2023	畑	449.00
つくば市	島名	天神下	2024	畑	257.00
つくば市	島名	白合	2254	畑	119.00
つくば市	島名	白合	2256	畑	350.00
つくば市	島名	白合	2257	畑	241.00
つくば市	島名	白合	2259 - 2	田	224.00
つくば市	島名	白合	2296	畑	1,401.00
つくば市	島名	原新田	3745	山林	809.00
つくば市	島名	原新田	3745 - 1	畑	581.00
つくば市	島名	原新田	3747	田	499.00
つくば市	島名	境松	3761	山林	1,813.00
つくば市	島名	境松	3762	山林	95.00
つくば市	島名	境松	3763	山林	922.00
つくば市	島名	境松	3778 - 1	山林	5,601.00
つくば市	島名	前野	3787	山林	256.00
つくば市	島名	前野	3788	山林	277.00
つくば市	島名	前野	3796 - 3	山林	2,253.00
つくば市	島名	前野	3839 - 1	山林	1,317.00
つくば市	島名	前野	3839 - 3	山林	500.00
つくば市	島名	前野	3842 - 5	山林	204.00
つくば市	島名	前野	3842 - 6	山林	245.00
つくば市	島名	前野	3849 - 2	山林	800.00
つくば市	島名	前野	3854 - 1	畑	394.00
つくば市	島名	前野	3854 - 2	畑	820.00
つくば市	島名	前野	3854 - 3	畑	416.00

所 在 及 び 地 番				地 目	地積 (㎡)
市 町 村		字	地 番		
つくば市	島名	前野	3858 - 1	畑	651.00
つくば市	島名	前野	3873	畑	327.00
つくば市	島名	前野	3874	畑	287.00
つくば市	島名	前野	3876 - 1	畑	201.00
つくば市	島名	前野	3877 - 1	畑	306.00
つくば市	島名	前野	3971 - 2	畑	457.00
つくば市	島名	前野	3991	山林	1,123.00
つくば市	島名	白合	4386	田	2,127.00
つくば市	島名	白合	4388 - 2	田	687.00
つくば市	島名	香取前	4478	田	905.00
つくば市	島名	香取前	4490	田	361.00
つくば市	島名	香取前	4491	田	1,053.00
合 計					74,744.54

茨城県告示第1814号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成18年11月30日である。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
牛 尾 病 院	龍ヶ崎市馴柴町 1 —15— 1

茨城県告示第1815号

次の救急医療協力診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
会 沢 内 科 ク リ ニ ッ ク	水戸市住吉町44—37

茨城県告示第1816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 水戸鉾田佐原線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘要	
行方郡北浦町大字山田字貝塚2927番 1 地先から 行方郡北浦町大字山田字貝塚2938番 3 地先まで	旧	メートル		メートル		
		最大	22.6	181		
		最小	11.8			
		最大	35.9	182		
	最小	10.9				
	新	(A)	最大	22.6	181	迂回路撤去
			最小	11.8		

茨城県告示第1817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 石岡田伏土浦線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘要
土浦市大字田村町字中内前941番 1 地先から 土浦市大字手野町字風根1865番地先まで	旧	メートル		メートル	
		最大	10.0	115	
	最小	8.0			
	新	最大	27.8	115	現道拡幅
最小	8.0				
土浦市大字手野町字池下1517番 3 地先から 土浦市大字手野町字寺下1515番 1 地先まで	旧	最大	8.5	90	
		最小	6.0		
	新	最大	20.0	90	現道拡幅
		最小	9.5		

茨城県告示第1818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 土浦岩井線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字島名字東坪782番 1 から つくば市大字島名字東坪782番 1 まで	旧	メートル	メートル	
		最大 9.0	72	
	新	最小 8.4		
		最大 10.4	72	現 道 拡 幅
		最小 10.0		

茨城県告示第1819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字村貫字北栖20番 地先から 結城郡八千代町大字松本字松山209番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 25.0	430	
	新	最小 7.4		
		最大 32.0	430	歩道設置及び 交差点改良
		最小 10.0		

茨城県告示第1820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 若境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字村貫字北栖28番 6 地先から 結城郡八千代町大字村貫字惣前西 4 番 8 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 11.0	183	
	新	最小 8.8		
		最大 16.0	183	歩道設置及び 交差点改良
		最小 8.8		

茨城県告示第1821号

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第486号の 3 で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 1 項に規定する指定金融機関及び同条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し，平成15年12月19日から施行する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「 横浜商銀信用組合土浦支店 | 土浦市小岩田685番地 1 | 」を削る。

茨城県告示第1822号

結城郡石下町大字新石下3639番地に事務所を置く八間堀川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月 1 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 月 詮 雄	結城郡千代川村大字唐崎832番地 2

茨城県告示第1823号

茨城県常陸太田市山下町1252— 7 に事務所を置く里川堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月 1 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	福 田 一 雄	常陸太田市小沢町1278番地

茨城県告示第1824号

平成14年 6 月10日付け下土改指令第 6 号をもって認可のあった，孝井恒一ほか39人が行う川原町地区土地改良事業（ほ場整備）については，平成15年 3 月20日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので，同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年12月 1 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

茨城県告示第1825号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第 1 項の規定による土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画

整理審議会委員の選挙期日を平成16年 3 月 7 日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙において同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県竜ヶ崎土木事務所長 小 池 邦 雄

- 1 縦覧期間 平成16年 1 月 6 日から平成16年 1 月19日まで
- 2 縦覧時間 午前 9 時00分から午後 5 時00分まで
- 3 縦覧場所 龍ヶ崎市馴柴町35番地
茨城県竜ヶ崎土木事務所

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年 1 月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成15年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 雇用人材協会
- 3 代表者の氏名
磯 崎 寛 也
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県つくば市千現 2 丁目 1 番 6 号 創業プラザ209号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、求職者及び求人企業に対して、雇用創出・人材開発・産業振興に関する事業を行い、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成15年12月 1 日以降平成16年 3 月31日までの保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の規定により許可する皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

皆 伐 面 積 の 限 度 (単位：ヘクタール)					
同一の単位とされている保安林		皆伐面積の限度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積の限度
多 賀 北 部	水源かん養保安林	205.22	那 珂 川	水源かん養保安林	148.36
	土砂流出防備保安林	4.75		土砂流出防備保安林	16.34
	飛 砂 防 備 保 安 林	0.96		干 害 防 備 保 安 林	0.28
	防 風 保 安 林	0.10	水戸鹿行地区	水源かん養保安林	4.32
	干 害 防 備 保 安 林	0.06		土砂流出防備保安林	0.22
多 賀 南 部	水源かん養保安林	364.59		飛 砂 防 備 保 安 林	3.82
	土砂流出防備保安林	10.60		防 風 保 安 林	1.98
	防 風 保 安 林	0.04	干 害 防 備 保 安 林	1.88	
	保 健 保 安 林	3.48	霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	5.64
里 川 山 田 川	水源かん養保安林	445.83		防 風 保 安 林	0.12
	土砂流出防備保安林	4.20		干 害 防 備 保 安 林	10.72
	干 害 防 備 保 安 林	2.00		笠 間 地 区	水源かん養保安林
	保 健 保 安 林	10.08	土砂流出防備保安林		29.70
久 慈 川	水源かん養保安林	224.53	鬼 怒 川 下 流	水源かん養保安林	68.68
	土砂流出防備保安林	42.44		土砂流出防備保安林	38.38
	保 健 保 安 林	8.74		干 害 防 備 保 安 林	2.50
合 計 1,732.10ha					

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

潮来都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成15年12月16日 午前10時00分	潮来市辻794 - 1 潮来市津知公民館 2 階 集会室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成15年12月 9 日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 潮来都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

名 称	潮来都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
-----	---------------------------

(2) 都市計画区域の範囲

市 町 村	範 囲
潮 来 市	行 政 区 域 の 全 域

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (a) 区域区分の決定の方針
- (b) 区域区分の方針

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 6 条の 2 の規定に基づき，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定めるものである。

なお，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに，その実現に向けた土地利用，都市施設の整備，市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588, 4592)

(2) 潮来市辻626

潮来市建設部都市建設課

電話 0299 - 63 - 1111 (内線348)

別 掲

公 述 申 出 書

潮来都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

鹿島臨海都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成15年12月16日 午後 2 時00分	鹿嶋市宮中2007 鹿島勤労文化会館 大ホール	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成15年12月 9 日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 鹿島臨海都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

名 称	鹿島臨海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
-----	-----------------------------

(2) 都市計画区域の範囲

市 町 村	範 囲
鹿 嶋 市	行 政 区 域 の 全 域
波 崎 町	〃
神 栖 町	〃

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (a) 区域区分の決定の方針
- (b) 区域区分の方針

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 6 条の 2 の規定に基づき，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定めるものである。

なお，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに，その実現に向けた土地利用，都市施設の整備，市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588, 4592)

(2) 鹿嶋市平井1187 - 1

鹿嶋市建設部都市計画課

電話 0299 - 82 - 2911 (内線411)

(3) 波崎町6530

波崎町産業建設部都市整備課

電話 0479 - 44 - 1111 (内線562)

(4) 神栖町溝口4991— 5

神栖町都市建設部都市計画課

電話 0299 - 90 - 1111 (内線221)

別 掲

公 述 申 出 書

鹿島臨海都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成15年12月17日 午前10時00分	水戸市中央 1 - 4 - 1 水戸市民会館 3 階 大会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成15年12月10日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 水戸・勝田都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

名 称	水戸・勝田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
-----	------------------------------

(2) 都市計画区域の範囲

市 町 村	範 囲
水 戸 市	行 政 区 域 の 全 域
ひたちなか市	〃
大 洗 町	〃
内 原 町	〃
茨 城 町	〃
那 珂 町	〃
瓜 連 町	〃
東 海 村	〃
常 北 町	行 政 区 域 の 一 部

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像
- b 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (a) 区域区分の決定の方針
 - (b) 区域区分の方針
- c 主要な都市計画の決定の方針
 - (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- (イ) 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

- (1) 水戸市笠原町978番 6
茨城県土木部都市局都市計画課
電話 029 - 301 - 1111 (内線4588, 4592)
- (2) 水戸市中央 1 - 4 - 1
水戸市都市計画部都市計画課
電話 029 - 224 - 1111 (内線427)
- (3) ひたちなか市東石川 2 - 10 - 1
ひたちなか市都市整備部都市計画課
電話 029 - 273 - 0111 (内線461)
- (4) 大洗町磯浜町6881 - 275
大洗町都市建設課
電話 029 - 267 - 5111 (内線255)
- (5) 内原町内原1395 - 1
内原町都市計画課
電話 029 - 259 - 2211 (内線36)
- (6) 茨城町小堤1080
茨城町都市建設部都市計画課
電話 029 - 292 - 1111 (内線152)
- (7) 那珂町福田1819 - 5
那珂町建設部都市計画課
電話 029 - 298 - 1111 (内線313)
- (8) 瓜連町瓜連321

瓜連町都市計画課

電話 029 - 296 - 1111 (内線242)

(9) 東海村白方1748 - 1

東海村建設部都市計画課

電話 029 - 282 - 1711 (内線1232)

(10) 常北町石塚1428 - 25

常北町都市建設課

電話 029 - 288 - 3111 (内線252)

別 掲

公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

日立都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べるることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成15年12月17日 午後 2 時00分	日立市若葉町 1 - 5 - 38 日立市民会館 111号室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成15年12月10日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 日立都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

名 称	日立都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
-----	---------------------------

(2) 都市計画区域の範囲

市 町 村	範 囲
日 立 市	行 政 区 域 の 一 部
常陸太田市	〃
十 王 町	〃

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (a) 区域区分の決定の方針
- (b) 区域区分の方針

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 6 条の 2 の規定に基づき，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定めるものである。

なお，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに，その実現に向けた土地利用，都市施設の整備，市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588, 4592)

(2) 日立市助川町 1 - 1 - 1

日立市都市建設部都市計画課

電話 0294 - 22 - 3111 (内線270)

(3) 常陸太田市金井町 3 6 9 0

常陸太田市建設部都市計画課

電話 0294 - 72 - 3111 (内線229)

(4) 十王町友部2581

十王町都市計画課

電話 0293 - 32 - 2211 (内線251)

別 掲

公 述 申 出 書

日立都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

土浦・阿見都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成15年12月18日 午前10時00分	千代田町中佐谷 1252 - 8 千代田海洋センター 体育館	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成15年12月11日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 土浦・阿見都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

名 称	ア 土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 イ 土浦・阿見都市計画区域区分
-----	---

(2) 都市計画区域の範囲

市 町 村	範 囲
土 浦 市	行 政 区 域 の 全 域
阿 見 町	〃
千 代 田 町	〃
新 治 村	〃
霞ヶ浦町	行 政 区 域 の 一 部

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(a) 区域区分の決定の方針

(b) 区域区分の方針

c 主要な都市計画の決定の方針

(a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 6 条の 2 の規定に基づき，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定めるものである。

なお，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに，その実現に向けた土地利用，都市施設の整備，市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

イ 区域区分

市街化区域及び市街化調整区域の区分

(ア) 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成12年 (基準年)	平成22年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	225.5 千人	248.3 千人
市街化区域内人口	161.5 千人	193.4 千人
配分する人口	-	193.4 千人
保留する人口	-	-
(特定保留)	-	-
(一般保留)	-	-

(イ) 都市計画を変更する土地の区域（別掲図面参照）

千代田町

市街化区域に追加する部分

千代田町 大字下稲吉 字逆西の一部

(ウ) 案の作成理由

本都市計画区域の「整備，開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ，本案のとおり区域区分の変更を行い，本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588, 4592)

(2) 土浦市下高津 1 - 20 - 35

土浦市都市整備部都市計画課

電話 029 - 826 - 1111 (内線2266)

(3) 阿見町中央 1 - 1 - 1

阿見町都市開発部都市計画課

電話 029 - 888 - 1111 (内線243)

(4) 千代田町上土田461

千代田町都市計画課

電話 0299 - 59 - 2111 (内線126)

(5) 新治村藤沢975

新治村企画調整課

電話 029 - 862 - 3511 (内線143)

(6) 霞ヶ浦町大和田828 - 5

霞ヶ浦町総務部企画開発課

電話 029 - 897 - 1111 (内線342)

別 掲

公 述 申 出 書

土浦・阿見都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

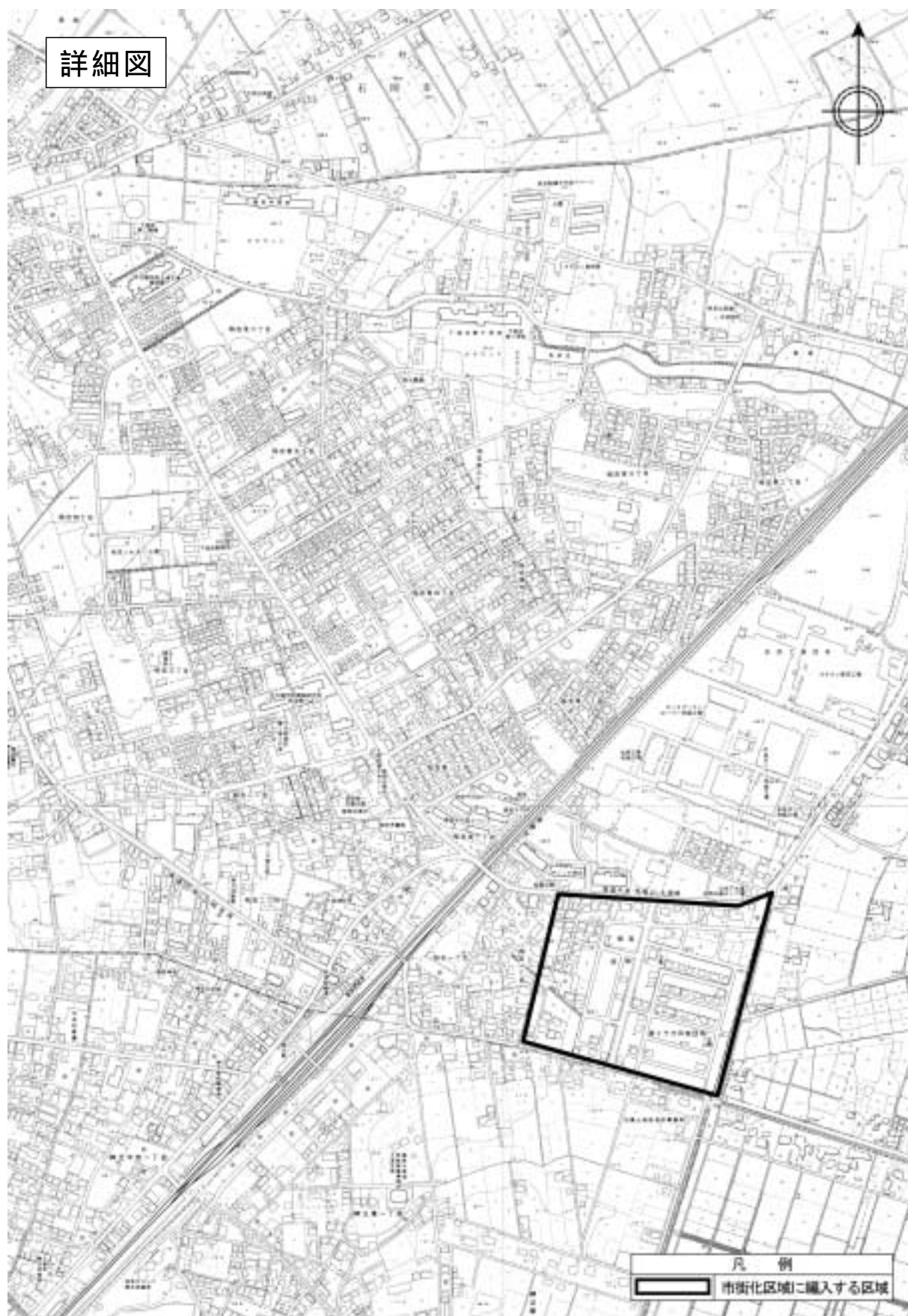
職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

詳細図



●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

竜ヶ崎・牛久都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べるることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年12月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成15年12月18日 午後 2 時00分	龍ヶ崎市中里 3 - 2 - 1 龍ヶ崎市総合体育館 「たつのこアリーナ」 多目的室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成15年12月11日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 竜ヶ崎・牛久都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

名 称	ア 竜ヶ崎・牛久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 イ 竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分 ウ 竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域
-----	---

(2) 都市計画区域の範囲

市 町 村	範 囲
龍ヶ崎市	行 政 区 域 の 全 域
牛久市	〃
利根町	〃

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

(a) 都市計画区域の名称及び範囲

(b) 都市づくりの基本理念

(c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(a) 区域区分の決定の方針

(b) 区域区分の方針

c 主要な都市計画の決定の方針

(a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

イ 区域区分

市街化区域及び市街化調整区域の区分

(ア) 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成12年 (基準年)	平成22年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	169.2 千人	192.2 千人
市街化区域内人口	127.0 千人	154.6 千人
配分する人口	-	154.6 千人
保留する人口	-	-
（特定保留）	-	-
（一般保留）	-	-

(イ) 都市計画を変更する土地の区域（別掲図面参照）

利根町

市街化区域に追加する部分

利根町 四季の丘1丁目及び四季の丘2丁目の各一部

" 大字布川 字油内、字東前、字下屋敷及び字新宿の各一部

(ウ) 案の作成理由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

ウ 用途地域

(ア) 種類、面積等

種 類	面 積	建築物の延べ 床面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築 面積の敷地面積に対する割合	外壁の後 退距離の 限度	敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約183ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	1.0m	-	10m	
	約603ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	-	-	10m	
	約166ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	1.0m	-	10m	
	約47ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	1.0m	165m ²	10m	
小計	約999ha						約36.0%
第二種低層 住居専用地域	約7.8ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	1.0m	-	10m	
	約36ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	-	-	10m	
	約2.4ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	1.0m	165m ²	10m	
小計	約46ha						約1.6%
第一種中高層 住居専用地域	約94ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	-	-	-	
	約9.2ha	15 / 10 以下	5 / 10 以下	-	-	-	
	約155ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
	約116ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約374ha						約13.5%
第二種中高層 住居専用地域	約2.0ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	-	-	-	
	約0.7ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
	約226ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約229ha						約8.3%
第一種住居地域	約343ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	約12.4%
小計	約343ha						
第二種住居地域	約216ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	約7.8%
小計	約216ha						
準住居地域	約97ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	約3.5%
小計	約97ha						
近隣商業地域	約73ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	-	-	-	
	約30ha	30 / 10 以下	8 / 10 以下	-	-	-	
小計	約103ha						約3.7 %
商業地域	約5.2ha	30 / 10 以下	8 / 10 以下	-	-	-	
	約44ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下	-	-	-	
小計	約49ha						約1.8%
準工業地域	約69ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	約2.5%
小計	約69ha						
工業地域	約14ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	約0.5%
小計	約14ha						
工業専用地域	約233ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	約8.4%
小計	約233ha						
合計	約2,772ha						100.0%

(イ) 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容 (別掲図面参照)

利根町

a 第一種低層住居専用地域

(a) 追加する部分

四季の丘 1 丁目及び四季の丘 2 丁目の各一部

大字布川 字油内, 字東前, 字下屋敷及び字新宿の各一部

(b) (a)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下, 容積率100%以下

b 第一種中高層住居専用地域

(a) 追加する部分

四季の丘 2 丁目の一部

(b) (a)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(c) 削除する部分

四季の丘 1 丁目及び四季の丘 2 丁目の各一部

大字布川 字新宿の各一部

c 第一種住居地域

(a) 追加する部分

四季の丘 1 丁目の一部

(b) (a)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

e 近隣商業地域

(a) 追加する部分

四季の丘 1 丁目の一部

(b) (a)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下, 容積率200%以下

(ウ) 案の作成理由

区域区分の変更に伴い, 新たに市街化区域へ編入する区域について, 本都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針等に基づき, 住宅系用途を設定するため, 用途地域の変更を行うものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588, 4592)

(2) 龍ヶ崎市寺後3710

龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

電話 0297 - 60 - 1557 (直通)

(3) 牛久市中央 3 - 15 - 1

牛久市建設部都市計画課

電話 029 - 873 - 2111 (内線2521)

(4) 利根町布川841 - 1

利根町都市計画課

電話 0297 - 68 - 2211 (内線261)

別 掲

公 述 申 出 書

竜ヶ崎・牛久都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

位置図



凡例	
	都市計画区域
	行政区域
	市街化区域
	市街化区域に 編入する区域

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年12月 1 日

茨城県監査委員	香	取	衛
同	市	原	健 一
同	綿	拔	剛
同	平	田	公 敏

第 1 監査テーマ及び目的

1 監査テーマ

「事務事業の外部委託について」

2 監査の目的

本県の財政は、長引く景気の低迷を反映して、依然としてかつて経験したことのない危機的な状況にあることから、県では、平成15年度から17年度を推進期間とする第三次行財政改革大綱を策定した。

同大綱において、外部委託など民間経営の発想や手法を積極的に活用し、県民サービスの向上とコスト縮減を図ることとしている。

このようなことから、厳しい財政状況の中、県が委託している業務が民間の専門的な技術等を活用して、効果的に目標が達成され、県民へのサービス向上に寄与しているか、その正確性、経済性、効率性、有効性について、県民本位の立場から監査を行うこととした。

第 2 外部委託の概要

行政監査の実態調査及び各機関の決算審査調書等によれば、平成14年度の県の委託件数及び金額は表 1 のとおりである。

委託額は、一般会計では、歳出額約 1 兆853億5,900万円のうち502億200万円（約4.6%）、特別会計では、歳出額約958億6,800万円のうち87億4,500万円（約9.1%）、企業会計は、支出額（収益的支出）約506億9,100万円のうち60億1,700万円（約11.9%）となっている。

表 1 県の外部委託の件数と金額（平成14年度分）

（金額単位：百万円）

部局等名	一般会計		特別会計		企業会計		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
部外	48	555					48	555
総務部	236	1,268	60	575			296	1,843
企画部	83	2,837	35	1,650			118	4,487
生活環境部	246	1,709					246	1,709
保健福祉部	717	15,206	47	438	134	3,344	898	18,988
商工労働部	220	1,029	2	3			222	1,032
農林水産部	1,216	4,012	8	55			1,224	4,067
土木部	2,614	15,933	518	6,024	45	578	3,177	22,535
地方総合事務所	170	426					170	426

部局等名	一般会計		特別会計		企業会計		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
出納事務局	6	80					6	80
企業局					260	2,095	260	2,095
教育委員会	1,220	5,042					1,220	5,042
議会事務局	26	28					26	28
警察本部	326	2,073					326	2,073
人事委員会	4	4					4	4
計	7,132	50,202	670	8,745	439	6,017	8,241	64,964

第 3 監査の実施概要

1 監査対象業務等

(1) 監査対象機関等

「事務事業の外部委託」については、平成13年度に県民生活に密接なつながり等がある業務委託を対象に、知事部局の本庁において行政監査を実施した。

今年度は、県の399機関のうち、庁舎等を管理する比較的大規模の大きい出先機関を中心に約 1 割に相当する 41機関を対象とし、毎年定例的に行われている清掃や植栽管理等の庁舎等維持管理業務委託（表 2）から97件、県民に対するサービスにかかる業務委託から取手けいりんフェスティバル等の事業を10件（表 3）、計107業務委託を選定した（表 4）。

なお、監査を行う上で、業務内容を比較検討する必要がある業務委託については、複数の機関を監査対象とした。

(2) 監査対象年度

平成14年度を主な監査対象年度としたが、業務内容を比較検討する必要がある場合は、平成12年度、平成13年度及び平成15年度も対象とした。

2 監査の着眼点

(1) 委託契約にかかる事務は適正に行なわれているか。

- ア 委託先の選定が適正に行われているか。
- イ 金額の算定は適正に行われているか。
- ウ 契約手続きは適正に行われているか。
- エ 契約書の記載内容は適正に記載されているか。
- オ 委託の中間報告や確認は行われているか。
- カ 支払いが適正に行われているか。
- キ 実績報告、検査は適正に行われているか。
- ク 委託の積算事務において、コスト縮減は図られているか。

(2) 外部委託の目的等は適正か。

- ア 委託の目的は適正か。
- イ 委託事業は目的に沿った効果を得るための内容であるか。

(3) 外部委託の効果を確認しているか。

- ア 委託の目的は達成されているか。

イ コスト縮減，県民サービスの向上などは図られているか。

ウ 委託内容の見直しは行われているか。

エ 成果品の活用は行われているか。

(4) 外部委託の必要性があるか。

ア 類似する委託事業を行っていないか。

イ 類似する委託事業との統合の必要性はあるか。

ウ 県が委託（事業）を行う必要性はあるか。

エ 外部委託の必要性はあるか。

3 監査の方法

監査対象機関毎に，監査対象機関から提出された監査調書をもとに事務局職員が予備監査を実施し，その結果を踏まえて主要な監査対象機関に対して委員監査を実施した。

4 監査実施期間

平成15年 4 月から同年11月までの間に実施した。

表 2 庁舎等の維持管理業務委託の機関数，件数及び契約金額（平成14年度分）

（金額単位：千円）

業務名 /	部局等名	総 務 部	生活環境部	保健福祉部	商工労働部	農林水産部	土 木 部
庁舎等清掃 業務委託	機 関 数	9	5	29	5	15	22
	件 数	24	5	40	5	26	52
	契約金額	152,346	4,930	252,457	13,416	25,184	101,830
一般廃棄物 処理業務委託	機 関 数	8	6	27	10	21	17
	件 数	16	7	30	10	28	25
	契約金額	52,509	3,680	265,013	7,603	17,224	74,094
庁舎等警備 業務委託	機 関 数	5	3	25	5	14	10
	件 数	5	9	40	5	19	11
	契約金額	1,468	41,237	36,923	1,443	4,850	3,013
エレベーター保守 点検業務委託	機 関 数	3	1	4	3	3	1
	件 数	5	1	4	3	3	1
	契約金額	44,052	699	8,804	2,444	2,578	1,613
電話交換 業務委託	機 関 数			1			
	件 数			1			
	契約金額			4,200			
電話交換設備 保守業務委託	機 関 数	3		11	2	8	1
	件 数	5		11	2	8	1
	契約金額	4,927		11,896	559	2,462	607
植栽等維持 管理業務委託	機 関 数	8	3	7	2	9	11
	件 数	16	3	10	2	13	34
	契約金額	62,901	3,583	42,575	2,699	37,265	435,245
下水道処理施設 維持管理業務委託	機 関 数						5
	件 数						8
	契約金額						1,573,739

業務名 /	部局等名	総 務 部	生活環境部	保健福祉部	商工労働部	農林水産部	土 木 部
計	機 関 数	36	18	104	27	70	67
	件 数	71	25	136	27	97	132
	契約金額	318,203	54,129	621,868	28,164	89,563	2,190,141

業務名 /	部局等名	総合事務所	出納事務局	企 業 局	教 育 庁	警察本部	合 計
庁舎等清掃 業務委託	機 関 数	4		7	23	28	147
	件 数	6		22	29	32	241
	契約金額	35,340		60,429	132,119	62,187	840,238
一般廃棄物 処理業務委託	機 関 数	4		6	137		236
	件 数	8		11	153		288
	契約金額	30,194		26,332	213,508		690,157
庁舎等警備 業務委託	機 関 数		1	6	91	20	180
	件 数		1	13	93	21	217
	契約金額		669	2,726	50,434	9,001	151,764
エレベーター保守 点検業務委託	機 関 数	2		2	20	4	43
	件 数	2		2	21	5	47
	契約金額	4,788		1,285	26,484	10,778	103,525
電話交換 業務委託	機 関 数	3					4
	件 数	3					4
	契約金額	23,573					27,773
電話交換設備 保守業務委託	機 関 数	4		2	93		124
	件 数	4		3	93		127
	契約金額	6,447		499	15,470		42,867
植栽等維持 管理業務委託	機 関 数	4		4	5		53
	件 数	4		19	6		107
	契約金額	4,366		107,279	75,947		771,860
下水道処理施設 維持管理業務委託	機 関 数						5
	件 数						8
	契約金額						1,573,739
計	機 関 数	21	1	27	369	52	792
	件 数	27	1	70	395	58	1,039
	契約金額	104,708	669	198,550	513,962	81,966	4,201,923

表 3 県民に対するサービスにかかる対象業務

(平成14年度実施分)

種 別	事 業 名	件 数
イベント関係	取手けいりんフェスティバル運営委託	2 件
	郷土民俗芸能の集い開催事業委託	

種 別	事 業 名	件 数
教育関係	いばらき産業教育フェア実施事業委託	3 件
	茨城ゆうゆうカレッジ開催事業委託	
	芸術文化振興事業委託	
雇用対策関係	離転職者訓練事業委託	3 件
証明事務関係	自動車保管場所証明事務委託	2 件

表 4 行政監査対象業務一覧

(単位：千円)

監 査 対 象 機 関	整理番号	業 務 名	契約金額
自転車競技事務所	1	清掃業務 (場内上半期)	13,004
	2	警備業務 (場内 B 地区)	10,255
	3	取手けいりんフェスティバル運営	8,999
自治研修所	4	庁舎清掃 (日常清掃)	6,825
	5	庁舎清掃 (定期清掃)	1,575
	6	機械警備	584
常陸太田県税事務所	7	庁舎清掃	6,405
	8	一般廃棄物処理	294
	9	機械警備	567
	10	電話交換設備保守	479
	11	植栽等維持管理	1,890
境県税事務所	12	一般廃棄物処理	420
県立消防学校	13	庁舎清掃	903
	14	機械警備	995
	15	植栽等維持管理	1,418
公害技術センター	16	庁舎清掃	2,174
ひたちなか保健所	17	庁舎清掃	1,344
	18	機械警備	252
	19	植栽等維持管理	1,838
県立医療大学	20	庁舎清掃 (第 3 工区)	12,075
	21	植栽等維持管理	24,675
県立中央看護専門学院	22	庁舎清掃	1,733
	23	機械警備	1,298
県立水戸看護専門学院	24	庁舎清掃	956
	25	機械警備	580
県立水戸産業技術専門学院	26	機械警備	673
	27	エレベーター保守点検	907
	28	離転職者訓練 (介護サービス科)	3,900
	29	離転職者訓練 (I T 実務科)	2,400
県立下館産業技術専門学院	30	離転職者訓練 (I T 実務科)	3,429

監 査 対 象 機 関	整理番号	業 務 名	契約金額
農業総合センター	31	庁舎清掃 (園芸研究所)	3,791
	32	エレベーター保守点検 (園芸研究所)	970
	33	植栽等維持管理 (外周部)	17,640
	34	植栽等維持管理 (本館周辺)	11,550
農業大学校	35	庁舎清掃	976
	36	植栽等維持管理	714
霞ヶ浦用水事業推進事務所	37	庁舎清掃	1,615
	38	機械警備	227
水戸土木事務所	39	植栽等維持管理 (偕楽園・好文亭周辺)	38,955
霞ヶ浦流域下水道事務所	40	庁舎清掃	2,867
	41	植栽等維持管理	16,485
	42	下水道処理施設維持管理	288,225
利根流域下水道事務所	43	庁舎清掃	4,568
	44	エレベーター保守点検	1,613
	45	植栽等維持管理	18,428
	46	下水道処理施設維持管理	376,425
県北地方総合事務所	47	警備業務	8,684
	48	エレベーター保守点検	3,024
	49	電話交換設備保守	2,772
鹿行地方総合事務所	50	警備業務	8,190
	51	電話交換	5,618
	52	電話交換設備保守	819
県南地方総合事務所	53	庁舎清掃	7,329
	54	機械警備	378
	55	電話交換	8,873
	56	電話交換設備保守	756
県西地方総合事務所	57	庁舎清掃	7,035
	58	エレベーター保守点検	1,764
	59	電話交換業務	9,083
	60	電話交換設備保守	2,100
鹿行水道事務所	61	庁舎清掃	3,101
	62	警備業務	3,024
	63	植栽等維持管理 (第 1 工区)	6,090
県中央水道事務所	64	庁舎清掃	4,515
	65	警備業務	2,772
	66	植栽等維持管理 (第 4 工区)	6,930
財務課	67	県立学校警備業務委託 (予算関係)	-
高校教育課	68	いばらき産業教育フェア実施	7,226

監 査 対 象 機 関	整理番号	業 務 名	契約金額
高校教育課	69	県立学校警備業務委託 (契約関係)	-
生涯学習課	70	茨城ゆうゆうカレッジ開催事業	3,912
文化課	71	芸術文化振興事業	11,451
	72	郷土民俗芸能の集い開催事業	9,869
県近代美術館	73	庁舎清掃	22,260
	74	警備業務	32,886
	75	エレベーター保守点検	1,903
	76	植栽等維持管理	12,957
県近代美術館天心記念五浦分館	77	庁舎清掃	18,144
	78	警備業務	12,426
	79	エレベーター保守点検	294
	80	植栽等維持管理	22,050
県教育研修センター	81	庁舎清掃	17,640
	82	エレベーター保守点検	4,221
	83	植栽等維持管理	12,495
多賀高等学校	84	一般廃棄物処理	378
	85	機械警備	819
里美高等学校	86	一般廃棄物処理	706
	87	機械警備	378
水戸農業高等学校	88	一般廃棄物処理	504
	89	機械警備 (本館)	819
	90	機械警備 (畜産科)	517
波崎高等学校	91	一般廃棄物処理	529
	92	機械警備	819
八郷高等学校	93	機械警備	819
真壁高等学校	94	機械警備	1,421
明野高等学校	95	一般廃棄物処理	410
	96	機械警備	819
結城養護学校	97	庁舎清掃	1,313
	98	一般廃棄物処理	527
	99	機械警備	932
	100	エレベーター保守点検	853
日立警察署	101	庁舎清掃	2,583
	102	一般廃棄物処理	936
	103	エレベーター保守点検	1,103
	104	自動車保管場所証明事務	14,496
鹿嶋警察署	105	庁舎清掃	651
	106	一般廃棄物処理	414

監 査 対 象 機 関	整理番号	業 務 名	契約金額
鹿嶋警察署	107	自動車保管場所証明事務	16,089
41機関		107件	1,229,322

第 4 監査の結果

- 行政監査結果の概要 -

41機関、107の業務委託のうち、31機関、60の業務委託について119の改善を要する事項があった。

監査着眼点毎の改善を要する事項及び部局等毎の改善を要する事項は次表のとおりである。

表 5 監査着眼点毎の改善を要する事項

監査着眼点	改善を要する事項数
(1) 委託契約に係る事務について	100
(2) 外部委託の目的等について	0
(3) 外部委託の効果確認について	3
(4) 外部委託の必要性について	16
合 計	119

表 6 部局等毎の改善を要する事項

部局等名	監査対象機関数 (改善を要する事項がある機関数)	監査対象業務数 (改善を要する事項がある業務数)	改善を要する事項数
部外	0	0	0
総務部	4 (3)	12 (5)	15
企画部	0	0	0
生活環境部	2 (2)	4 (2)	2
保健福祉部	4 (3)	9 (5)	13
商工労働部	2 (1)	5 (1)	1
農林水産部	3 (3)	8 (6)	9
土木部	3 (2)	8 (6)	12
地方総合事務所	4 (4)	14 (8)	15
出納事務局	0	0	0
企業局	2 (2)	6 (5)	15
教育委員会	15 (10)	34 (19)	33
議会事務局	0	0	0
警察本部	2 (1)	7 (3)	4
人事委員会	0	0	0
合 計	41 (31)	107 (60)	119

1 庁舎等清掃業務委託

24機関25件の庁舎等清掃業務委託を対象として監査を行った。

各機関の定期清掃における主な清掃箇所及び清掃回数は次のとおりである。

表 7 定期清掃における主な清掃箇所及び清掃回数 (平成14年度分)

(単位: 回 / 年)

監 査 対 象 機 関	清 掃 箇 所 ・ 回 数					
	事務室	会議室	玄関ホール	廊下・階段	トイレ	窓ガラス
自転車競技事務所	自転車競技場のスタンド及び周辺地域の清掃					
自治研修所(日常清掃・定期清掃)	3	3	0	12	0	3
常陸太田県税事務所	1	1	1	1	1	2
県立消防学校 ()	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
公害技術センター	5	5	0	0	0	2
ひたちなか保健所	2	2	2	2	0	2
県立医療大学	3	3	3	3	3	3
県立中央看護専門学院	2	2	2	2	1	2
県立水戸看護専門学院	0	1	0	1	0	1
農業総合センター	3	5	2	5	3	2
農業大学校 ()	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	0
霞ヶ浦用水事業推進事務所	2	2	2	2	0	1
霞ヶ浦流域下水道事務所	2	2	2	2	2	2
利根流域下水道事務所	3	3	3	3	3	3
県南地方総合事務所	2	2	12	12	0	2
県西地方総合事務所	2	6	12	12	6	2
鹿行水道事務所	6	6	6	6	0	4
県中央水道事務所	6	6	6	6	6	3
県近代美術館	6	4	4	6	4	4
県近代美術館 天心記念五浦分館	4	4	4	4	4	2, 12
県教育研修センター	3	2 ~ 3		3 ~ 6	6	2
結城養護学校	3	3	3	3	2	2
日立警察署	0	12	12	12	0	2
鹿嶋警察署 ()	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)

印は、日常清掃は職員等が行い、定期清掃のみを委託している機関である。

また表中 0 回とあるのは、定期清掃は行わず、日常清掃のみで対応している機関を含む。

(注) 本文中、庁舎清掃業務において、

日常清掃とは、毎日あるいは隔日で行われる床拭き掃除、モップ掛け等を、

定期清掃とは、年に数回実施する床のワックス掛けやカーペットの全面洗浄等をいう。

【改善を要する事項】

(1) 指名業者の選定方法について (監査着眼点(1))

指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。

(5 件: 整理番号 22, 40, 61, 77, 101)

注 () 内の整理番号は、表 4 の各業務委託に付された番号である。

(2) 積算について (監査着眼点(1))

仕様書と積算書の清掃作業面積が異なっており、かつ積算書に二重計上されている部分があるのは適切でない。

(1 件：整理番号 57)

積算上の作業面積と実際の作業面積が異なっているのは適切でない。

(1 件：整理番号 1)

積算に当たり、清掃作業員一式で参考見積もりを徴したのは適切でない。

(1 件：整理番号 40)

委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。

(4 件：整理番号 4, 5, 61, 64)

定期清掃の回数について、積算上の回数と仕様書の回数が異なっているのは適切でない。

(2 件：整理番号 73, 77)

仕様書で床やカーペットの清掃を 2 日に 1 回と規定しているが、受託業者が作成している作業計画表では週 2 回になっており、そのまま承認しているのは適切でない。

(1 件：整理番号 81)

積算に当たり、東京地区の積算単価をそのまま採用しているが、本県の労務単価より高い水準にあるので、見直す必要がある。

(3 件：整理番号 17, 43, 73)

清掃作業員の積算に当たり、作業員の能力に応じて人件費に格差を設けているが、県内の平均賃金よりかなり高い労務単価で積算しており、また実際に必要と思われる作業能力を上回る条件設定をしているので、見直す必要がある。

(3 件：整理番号 1, 7, 81)

積算を見直すに当たり、一者からの参考見積もりをそのまま採用していたが、正確性を高めるため、複数の者から徴取する必要がある。

(1 件：整理番号 31)

仕様書で清掃作業員が常駐することを条件に積算しているが、作業面積、作業回数及び清掃方法等を規定していれば常駐させる必要はないので、改善する必要がある。

(3 件：整理番号 40, 53, 57)

(3) 履行確認の方法について (監査着眼点(1))

清掃業務の履行確認が不十分であるので、改善する必要がある。

(5 件：整理番号 20, 40, 57, 64, 81)

(4) 勤務時間中の清掃について (監査着眼点(1))

勤務時間中に事務室の定期清掃を実施するのは、業務に支障があるので改善する必要がある。

(4 件：整理番号 5, 16, 17, 20)

(5) 委託範囲について (監査着眼点(4))

事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。

(10件：整理番号 4, 20, 37, 40, 43, 61, 64, 73, 77, 81)

(6) 清掃回数について (監査着眼点(1))

日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを年 5 回以上実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。

(7 件 : 整理番号 5 , 31, 53, 57, 61, 64, 101)

ブラインドの清掃を毎月実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。

(1 件 : 整理番号 5)

管理部門の照明器具の清掃を年 3 回実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。

(1 件 : 整理番号 20)

宿泊室を毎日清掃しているが、宿泊を伴う研修がない期間については、清掃方法を見直す必要がある。

(1 件 : 整理番号 4)

(7) 委託業務について (監査着眼点(1))

清掃業務に一般廃棄物処理を含めて委託しているが、委託先が一般廃棄物処理業者ではなかったのは適切でない。

清掃業務と一般廃棄物処理業務は分割して委託するよう改善する必要がある。

(1 件 : 整理番号 53)

清掃業務に一般廃棄物処理を含めて委託しているが、指名業者が限られてしまうため、清掃業務と一般廃棄物処理業務は分割して委託するよう改善する必要がある。

(1 件 : 整理番号 73)

(8) 分割契約について (監査着眼点(4))

下期の競輪開催日が未定であることを理由に、工期を上期・下期に分けて契約しているのは適切でない。

(1 件 : 整理番号 1)

清掃業務を日常清掃と定期清掃に分けて契約しているが、経済性や効率性の観点から一括契約を検討する必要がある。

(2 件 : 整理番号 4 , 5)

2 一般廃棄物処理業務委託

10機関10件の一般廃棄物処理業務委託を対象として監査を行った。

一般廃棄物の収集運搬は、週 2 回が 6 機関、週 3 回が 2 機関、週 1 回及び月 1 回が 1 機関であった。

【改善を要する事項】

(1) 見積業者の選定方法について (監査着眼点(1))

見積業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。

(4 件 : 整理番号 84, 91, 98, 102)

(2) 積算について (監査着眼点(1))

委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。

(1 件 : 整理番号 88)

(3) 排出量の把握について (監査着眼点(1))

一般廃棄物の排出量を把握していないのは適切でない。

(2 件 : 整理番号 84, 98)

3 庁舎等警備業務委託

26機関27件の庁舎等警備業務委託を対象として監査を行った。

県南地方総合事務所及び里美高等学校においては、設備を更新するため、複数の者からの見積書徴取を実施した結果、委託額がそれぞれ678千円から378千円、819千円から378千円に大幅に減少した。なお、里美高等学校に

においては委託業者も変更になった。

その外にも、指名競争入札及び複数の者からの見積書徴取を実施した結果、委託額が減少した機関が 3 機関 (整理番号：18, 23, 26) あった。

【改善を要する事項】

(1) 指名業者の選定方法について (監査着眼点(1))

指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。

(1 件：整理番号 65)

(2) 契約方法について (監査着眼点(1))

長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。

(6 件：整理番号 6, 14, 38, 85, 93, 94)

(3) 積算について (監査着眼点(1))

委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。

(3 件：整理番号 6, 89, 90)

昼間の警備料金について、週休 2 日の勤務体制であるにもかかわらず、6 ヶ月分を週休 1 日制の積算単価で算出したのは適切でない。

(1 件：整理番号 47)

(4) 機械警備システムについて (監査着眼点(3))

職員室を機械警備の対象としていないのは保安上問題があり、適切でない。

(1 件：整理番号 89)

機械警備が職員室やパソコン教室等毎に独立してセットできず、1 箇所解除されると全ての機械警備が解除されてしまうのは保安上問題があるので、改善する必要がある。

(1 件：整理番号 96)

寮の警備体制について、機械警備と舎監との役割分担が整理されていないので、改善する必要がある。

(1 件：整理番号 26)

4 エレベーター保守点検業務委託

10機関10件のエレベーター保守点検業務委託を対象として監査を行った。

一者随意契約が 6 機関あった。

県北地方総合事務所においては、契約方法を見直し、指名競争入札を行った結果、委託業者が変更となり、委託額も3,024千円から898千円に大幅に減少した。

また、複数の者からの見積書徴取を実施した結果、委託額が減少した機関が 2 機関 (整理番号：27, 32) あった。

【改善を要する事項】

(1) 契約方法について (監査着眼点(1))

長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。

(5 件：整理番号 44, 58, 75, 82, 103)

長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。

(1 件 : 整理番号 100)

5 電話交換業務委託

3 機関 3 件の電話交換業務委託を対象として監査を行った。

鹿行地方総合事務所は、電話交換台 2 台で電話交換手が 2 人、県南地方総合事務所及び県西地方総合事務所は、交換台 2 台で電話交換手が 3 人に対応していた。

【改善を要する事項】

(1) 必要性について (監査着眼点(4))

電話交換業務は、事務事業の効率化やコスト縮減の観点から、ダイヤルインへの移行を検討する必要がある。

(3 件 : 整理番号 51, 55, 59)

(2) 積算方法について (監査着眼点(1))

積算上の勤務時間と実労働時間に差異があるので、積算方法を見直す必要がある。

(2 件 : 整理番号 55, 59)

6 電話交換設備保守業務委託

5 機関 5 件の電話交換設備保守業務委託を対象として監査を行った。

常陸太田県税事務所 (常陸太田合同庁舎) の保守点検回数は年 6 回、県北地方総合事務所 (水戸合同庁舎)、鹿行地方総合事務所 (鉾田合同庁舎)、県南地方総合事務所 (土浦合同庁舎) 及び県西地方総合事務所 (下館合同庁舎) については、年 24 回であった。

【改善を要する事項】

(1) 契約方法について (監査着眼点(1))

長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。

(1 件 : 整理番号 49)

7 植栽等維持管理業務委託

14機関15件の植栽管理業務委託を対象として監査を行った。

監査対象機関のうち、多くの機関の敷地には多数の植栽があり、維持管理に多額の経費を要している。

維持管理回数は、水戸土木事務所 (偕楽園・好文亭周辺)、近代美術館及び天心記念五浦分館が観光施設や美術館という性質上、他の機関と比較すると実施回数が多い。

積算は、殆どの機関で県土木部で作成している積算基準及び標準歩掛と実施単価等を採用している。

各機関の主な管理方法及び回数は次のとおりである。

表 8 主な植栽等維持管理方法及び回数 (平成14年度分)

(単位: 回 / 年)

監 査 対 象 機 関	芝 生 管 理						樹 木 管 理				
	機械刈り	人力除草	除草剤散布	施肥	薬剤散布	目土	上木弱剪定	寄植刈込	生垣刈込	施肥	薬剤散布
常陸太田県税事務所	3	4	0	2	2	0	0	2	0	0	2
県立消防学校	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1
ひたちなか保健所	2	2	1	1	0	0	0	1	0	1	1
県立医療大学	3	4	3	1	1	1	1	1~2	1	1	2
農業総合センター (外周)	3~4	3	2	1	1	0	1	1	1	0	1
農業総合センター (本館)	3	2~3	2	1	1	0	1	1	0	0	1
農業大学校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

監 査 対 象 機 関	芝 生 管 理						樹 木 管 理				
	機械刈り	人力除草	除草剤散布	施肥	薬剤散布	目土	上木弱剪定	寄植刈込	生垣刈込	施肥	薬剤散布
水戸土木事務所	7	4	0	2	0	0	1~2	1	0	1	2~6
霞ヶ浦流域下水道事務所	3	3	3	1	0	1	1	1	1	0	4
利根流域下水道事務所	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	3
鹿行水道事務所	4	1~3	1	1	0	0	1	1	2	1	1
県中央水道事務所	3~4	0	2	0	0	0	1	1	0	1	1
県近代美術館	4	8	2	2	2	1	1	1	0	0	2
天心記念五浦分館	3	3	1	1	1	0	1	3	0	2	1
県教育研修センター	2~3	3	3	2	0	0	1	1	1	0	0

水戸土木事務所は偕楽園・好文亭周辺である。

【改善を要する事項】

(1) 指名業者選定方法について (監査着眼点(1))

指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。

(2件：整理番号 19, 41)

前年度契約業者を適切な理由なく指名から外しているのは問題であるため、業者選定方法を改善する必要がある。

(2件：整理番号 63, 66)

(2) 積算について (監査着眼点(1))

寄植え刈込みで積算すべきところ、1本1本剪定する下木剪定で積算しているのは適切でない。

(3件：整理番号 33, 34, 83)

刈り草及び剪定枝等の処理を行っているが処理費を積算計上していない。処理費を計上し、適切な処理を行う必要がある。

(5件：整理番号 19, 21, 36, 76, 83)

積算を見直すに当たり、一者からの参考見積もりをそのまま採用していたが、正確性を高めるため、複数の者から徴取する必要がある。

(2件：整理番号 33, 34)

(3) 履行確認等について (監査着眼点(1))

業務完了報告及び履行確認は毎回行うように改善する必要がある。

(2件：整理番号 21, 83)

(4) 芝生の管理について (監査着眼点(1))

芝生管理について、維持費が節減できるような管理方法に改善する必要がある。

(2件：整理番号 41, 83)

(5) 除草について (監査着眼点(1))

積算及び仕様書で芝地除草を年4回実施することになっているが、実際には年3回しか実施していないのは適切でない。

(1件：整理番号 21)

裸地管理の14,000㎡を手抜き除草で年4回行っているが、機械除草に見直す必要がある。

(1 件 : 整理番号 21)

(6) 分割契約について (監査着眼点(1))

場内を 4 工区に分割契約しており、その理由は受注機会の増大等としているが、4 つの工区の指名業者に重複があり、同一業者が 2 つ以上の工区の受注が可能である。落札した場合、他の工区の入札に参加できないように指名通知等を行うなどの改善が必要である。

(2 件 : 整理番号 63, 66)

(7) 樹木記録簿等について (監査着眼点(1))

樹木記録簿等が整備されていないので、積算根拠が不明確であるため、樹木記録簿等を整備する必要がある。

(3 件 : 整理番号 63, 66, 80)

8 下水道処理施設維持管理業務委託

2 機関 2 件の下水道処理施設維持管理業務委託を対象として監査を行った。

下水道処理施設の維持管理業務については、平成11年度の契約にあたって一般競争入札を実施したが、その後は一者随意契約で委託先を決定している。

【改善を要する事項】

(1) 契約方法について (監査着眼点(1))

平成12年度から平成15年度まで一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、一般競争入札の実施を検討する必要がある。

(2 件 : 整理番号 42, 46)

9 県民に対するサービスにかかる業務委託

8 機関10件の県民に対するサービスにかかる業務委託を対象として監査を行った。

【改善を要する事項】

なし

第 5 要望事項

改善を要する事項については、「第 4 監査結果」で述べたところであるが、今回の監査対象全般を通じての要望事項及び庁舎等清掃業務委託、一般廃棄物処理業務委託などの分野毎の個別的な要望事項については次のとおりである。

なお、委託業務の執行にあたっては、改善を要する事項等に留意されるとともに、県が平成15年10月に策定した「外部委託の推進に関する基本指針」に沿って各部局等で委託事業のあり方について十分検討されたい。

【共通的要望事項】

- (1) 仕様書の作成や積算に当たっては、前例を踏襲することなく、従前の契約に関する仕様の内容や積算内訳について精査するとともに、実態を把握し、事業に反映されたい。
- (2) 契約金額が予定価格に対し、大幅に下回っていたにもかかわらず、次年度の積算に反映されていない事例が見受けられるので、積算に当たっては十分精査されたい。
- (3) 業者からの参考見積もりをそのまま積算額として採用している事例が見受けられるが、参考見積もりは各機関が独自に実施すべき積算を行ううえでの参考に過ぎないため、十分検討を加え積算に反映されたい。
- (4) 契約書に記載されている内容において、再委託の禁止、損害賠償等について不備な事例が見受けられるため、契約内容を十分検討し、適切な契約内容となるよう努められたい。
- (5) 履行確認については、報告書だけで確認している事例が見受けられることから、適時に委託作業を確認することにより、事業の成果が十分発揮されるとともに、次年度以降の委託内容に反映されるよう努められたい。

- (6) 検査員の任命にあたっては、事業担当者と検査員が同一の事業がみられた。平成13年度行政監査の際にも要望したところであるが、検査員の本来の役割からすれば事業担当者と検査員は異なることが望ましいので、今後の検査員の任命を適切に行うように留意されたい。

【個別的要望事項】

1 庁舎等清掃業務委託

- (1) 庁舎等清掃業務は、前例に従って漫然と継続している事例が見受けられる。現在の県の財政状況に鑑み、真に清掃委託が必要のある場所かどうか、清掃回数が適正かなど、改めて業務の見直しを検討されたい。
- (2) 委託内容については、本来職員自らが実施すべきものまで委託している事例が見受けられるので、再検討されたい。

2 一般廃棄物処理業務委託

- (1) 一般廃棄物の発生を可能な限り抑制し、処分費等の委託額の縮減に努められたい。
- (2) 県立学校においては、夏休み期間中は一般廃棄物の量が減少すると思われるため、収集回数などを実態に合った積算とするよう検討されたい。

3 庁舎等警備業務委託

- (1) 機械器具等の設置業者との一者随意契約が多く見受けられるが、指名競争入札などを行い委託額が低減した機関があることから、一定期間ごとに見直しを行い、債務負担行為を含めた競争原理の導入を検討されたい。
- (2) 県立学校の警備委託については、契約事務の効率化等の観点から、本庁による一括契約または地区別契約の可能性を検討されたい。

4 エレベーター保守点検業務委託

- (1) 設備の設置業者等との一者随意契約を行っている機関が多く見受けられるが、指名競争入札などを行い、委託額が低減した機関があることから、設置されている設備の機能等を十分確認し、競争原理の導入を検討されたい。

5 電話交換業務委託

要望事項なし

6 電話交換設備保守業務委託

- (1) 一者随意契約を行っている機関については、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札又は2者以上による見積書徴取の実施を検討されたい。

7 植栽等維持管理業務委託

- (1) 前例に従って漫然と維持管理を継続することなく、適正な積算、実勢価格に合った積算根拠となるよう、毎年度見直しを図られたい。
- (2) 樹木の剪定については、樹種や植栽場所によって毎年剪定しなければならないか、数年に1回で可能か、または剪定する必要があるかなど十分検討されたい。
- (3) 芝地の管理においては、人目につく場所や人目につかない場所などを同様に管理している例が見られるので、人目につかない場所などでは、管理回数を減らすなどコスト縮減を図られたい。
- (4) 除草については、手抜き除草箇所を必要最小限にし、可能な限り機械除草で対応することにより、経費削減を図られたい。
- (5) 駐車場等に過剰と思われる生垣や寄植えが見受けられるので、駐車場等本来の目的のために生垣や寄植えが真に必要なか、改めて検討されたい。
- (6) 樹木の本数、芝生の面積などは、積算の基礎となるものであるので、適切な台帳管理に努められたい。

8 下水道処理施設維持管理業務委託

要望事項なし

9 県民に対するサービスにかかる業務委託

県民に対するサービスについては、外部委託の積極的な活用により、より良いサービスの提供とコスト縮減を図っているところであるが、さらにサービスの向上を図るために、事業の目的や必要性を十分検討し、効果的・効率的な事業の推進に努められたい。

第6 所管別監査結果（改善を要する事項一覧）

所管別の改善を要する事項については、表9のとおりである。

表9 所管別監査結果

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
自転車競技事務所	清掃業務 (場内上半期)	13,004	(1) 積算について 清掃作業員の積算に当たり、作業員の能力に応じて人件費に格差を設けているが、県内の平均賃金よりかなり高い労務単価で積算しており、また実際に必要と思われる作業能力を上回る条件設定をしているので、見直す必要がある。 積算上の作業面積と実際の作業面積が異なっているのは適切でない。 (2) 分割契約について 下期の競輪開催日が未定であることを理由に、工期を上期・下期に分けて契約しているのは適切でない。
	警備業務 (場内B地区)	10,255	なし
	取手けいりん フェスティバル 運営	8,999	なし
自治研修所	庁舎清掃 (日常清掃)	6,825	(1) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。 (2) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。 (3) 清掃回数について 宿泊室を毎日清掃しているが、宿泊を伴う研修がない期間については、清掃方法を見直す必要がある。 (4) 分割契約について 清掃業務を日常清掃と定期清掃に分けて契約しているが、経済性や効率性の観点から一括契約を検討する必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	庁舎清掃 (定期清掃)	1,575	(1) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適当でない。 (2) 勤務時間中の清掃について 勤務時間中に事務室の定期清掃を実施するのは、業務に支障があるので改善する必要がある。 (3) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを毎月実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。 ブラインドの清掃を毎月実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。 (4) 分割契約について 清掃業務を日常清掃と定期清掃に分けて契約しているが、経済性や効率性の観点から一括契約を検討する必要がある。
	機械警備	584	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。 (2) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。
常陸太田県税事務所	庁舎清掃	6,405	(1) 積算について 清掃作業員の積算に当たり、作業員の能力に応じて人件費に格差を設けているが、県内の平均賃金よりかなり高い労務単価で積算しており、また実際に必要と思われる作業能力を上回る条件設定をしているので、見直す必要がある。
	一般廃棄物処理	294	なし
	機械警備	567	なし
	電話交換設備保守	479	なし
	植栽等維持管理	1,890	なし
境事 県務 税所	一般廃棄物処理	420	なし
県立消防学校	庁舎清掃	903	なし
	機械警備	995	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。
	植栽等維持管理	1,418	なし

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
公セ 事 タ 術 Ⅰ	庁舎清掃	2,174	(1) 勤務時間中の清掃について 勤務時間中に事務室の定期清掃を実施するのは、業務に支障があるので改善する必要がある。
ひ た ち な か 保 健 所	庁舎清掃	1,344	(1) 積算について 積算に当たり、東京地区の積算単価をそのまま採用しているが、本県の労務単価より高い水準にあるので、見直す必要がある。 (2) 勤務時間中の清掃について 勤務時間中に事務室の定期清掃を実施するのは、業務に支障があるので改善する必要がある。
	機械警備	252	なし
	植栽等維持管理	1,838	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 積算について 刈り草及び剪定枝等の処理を行っているが処理費を積算計上していない。処理費を計上し、適切な処理を行う必要がある。
県 立 医 療 大 学	庁舎清掃 (第3工区)	12,075	(1) 履行確認の方法について 清掃業務の履行確認が不十分であるので、改善する必要がある。 (2) 勤務時間中の清掃について 勤務時間中に事務室の定期清掃を実施するのは、業務に支障があるので改善する必要がある。 (3) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。 (4) 清掃回数について 管理部門の照明器具の清掃を年3回実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。
	植栽等維持管理	24,675	(1) 積算について 刈り草及び剪定枝等の処理を行っているが処理費を積算計上していない。処理費を計上し、適切な処理を行う必要がある。 (2) 履行確認の方法について 業務完了報告及び履行確認は毎回行うように改善する必要がある。 (3) 除草について 積算及び仕様書で芝地除草を年4回実施することになっているが、実際には年3回しか実施していないのは適切でない。 裸地管理の14,000㎡を手抜き除草で年4回行っているが、機械除草に見直す必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
県立専門中央看護院	庁舎清掃	1,733	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。
	機械警備	1,298	なし
県立専門水戸看護院	庁舎清掃	956	なし
	機械警備	580	なし
県立技術専門水戸産業学院	機械警備	673	(1) 機械警備システムについて 寮の警備体制について、機械警備と舎監との役割分担が整理されていないので、改善する必要がある。
	エレベーター 保守点検	907	なし
	離転職者訓練 (介護サービス科)	3,900	なし
	離転職者訓練 (IT実務科)	2,400	なし
県立技術専門水戸産業学院	離転職者訓練 (IT実務科)	3,429	なし
農業総合センター	庁舎清掃 (園芸研究所)	3,791	(1) 積算について 積算を見直すに当たり、一者からの参考見積もりをそのまま採用していたが、正確性を高めるため、複数の者から徴取する必要がある。 (2) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを年 5 回実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。
	エレベーター保守点検 (園芸研究所)	970	なし
	植栽等維持管理 (外周部)	17,640	(1) 積算について 積算を見直すに当たり、一者からの参考見積もりをそのまま採用していたが、正確性を高めるため、複数の者から徴取する必要がある。 寄植え刈込みで積算すべきところ、1 本 1 本剪定する下木剪定で積算しているのは適切でない。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	植栽等維持管理 (本館周辺)	11,550	(1) 積算について 積算を見直すに当たり、一者からの参考見積もりをそのまま採用していたが、正確性を高めるため、複数の者から徴取する必要がある。 寄植え刈込みで積算すべきところ、1本1本剪定する下木剪定で積算しているのは適切でない。
農業 大学 校	庁舎清掃	976	なし
	植栽等維持管理	714	(1) 積算について 剪定枝の処理を行っているが処理費を積算計上していない。処理費を計上し、適切な処理を行う必要がある。
霞 ヶ 浦推 進水 事 務 所	庁舎清掃	1,615	(1) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。
	機械警備	227	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。
水 戸事 務 所	植栽等維持管理 (偕楽園・ 好文亭周辺)	38,955	なし
霞 ヶ 浦 流 域 下 水 道 事 務 所	庁舎清掃	2,867	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 積算について 仕様書で清掃作業員が1人常駐することを条件に積算しているが、作業面積、作業回数及び清掃方法等を規定していれば常駐させる必要はないので、改善する必要がある。 積算に当たり、清掃作業員一式で参考見積もりを徴したのとは適切でない。 (3) 履行確認の方法について 清掃業務の履行確認が不十分であるので、改善する必要がある。 (4) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。
	植栽等維持管理	16,485	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 芝生の管理について 人目につかない場所の芝生管理について、維持費が節減できるような管理方法に改善する必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	下水道処理施設 維持管理	288,225	(1) 契約方法について 平成12年度から平成15年度まで一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、一般競争入札の実施を検討する必要がある。
利根流域下水道事務所	庁舎清掃	4,568	(1) 積算について 積算に当たり、東京地区の積算単価をそのまま採用しているが、本県の労務単価より高い水準にあるので、見直す必要がある。 (2) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。
	エレベーター 保守点検	1,613	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。
	植栽等維持管理	18,428	なし
	下水道処理施設 維持管理	376,425	(1) 契約方法について 平成12年度から平成15年度まで一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、一般競争入札の実施を検討する必要がある。
県北地方総合事務所	警備業務	8,684	(1) 積算について 昼間の警備料金について、週休2日の勤務体制であるにもかかわらず、6ヶ月分を週休1日制の積算単価で算出したのは適切でない。
	エレベーター 保守点検	3,024	なし
	電話交換設備保 守	2,772	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。
鹿行地方総合事務所	警備業務	8,190	なし
	電話交換	5,618	(1) 必要性について 電話交換業務は、事務事業の効率化やコスト縮減の観点から、ダイヤルインへの移行を検討する必要がある。
	電話交換設備保 守	819	なし
県南地方総合事務所	庁舎清掃	7,329	(1) 積算について 仕様書で清掃作業員が4人常駐することを条件に積算しているが、作業面積、作業回数及び清掃方法等を規定していれば常駐させる必要はないので、改善する必要がある。 (2) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを毎月実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
			(3) 委託業務について 清掃業務に一般廃棄物処理を含めて委託しているが、委託先が一般廃棄物処理業者ではなかったのは適切でない。 清掃業務と一般廃棄物処理業務は分割して委託するよう改善する必要がある。
	機械警備	378	なし
	電話交換	8,873	(1) 必要性について 電話交換業務は、事務事業の効率化やコスト縮減の観点から、ダイヤルインへの移行を検討する必要がある。 (2) 積算方法について 積算上の勤務時間と実労働時間に差異があるので、積算方法を見直す必要がある。
	電話交換設備保守	756	なし
県 西 地 方 総 合 事 務 所	庁舎清掃	7,035	(1) 積算について 仕様書で清掃作業員が3人常駐することを条件に積算しているが、作業面積、作業回数及び清掃方法等を規定していれば常駐させる必要はないので、改善する必要がある。 仕様書と積算書の清掃作業面積が異なっており、かつ積算書に二重計上されている部分があるのは適切でない。 (2) 履行確認の方法について 定期清掃の履行確認が不十分であるので、改善する必要がある。 (3) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを毎月実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。
	エレベーター 保守点検	1,764	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。
	電話交換業務	9,083	(1) 必要性について 電話交換業務は、事務事業の効率化やコスト縮減の観点から、ダイヤルインへの移行を検討する必要がある。 (2) 積算方法について 積算上の勤務時間と実労働時間に差異があるので、積算方法を見直す必要がある。
	電話交換設備 保守	2,100	なし

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
鹿 行 水 道 事 務 所	庁舎清掃	3,101	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。 (3) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。 (4) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを年 6 回実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。
	警備業務	3,024	なし
	植栽等維持管理 (第 1 工区)	6,090	(1) 指名業者の選定方法について 前年度契約業者を適切な理由なく指名から外しているのは問題であるため、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 分割契約について 場内を 4 工区に分割契約しており、その理由は受注機会の増大等としているが、4 つの工区の指名業者に重複があり、同一業者が 2 つ以上の工区の受注が可能である。落札した場合、他の工区の入札に参加できないように指名通知等を行うなどの改善が必要である。 (3) 樹木記録簿等について 樹木記録簿等が整備されていないので、積算根拠が不明確であるため、樹木記録簿等を整備する必要がある。
県 中 央 水 道 事 務 所	庁舎清掃	4,515	(1) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。 (2) 履行確認の方法について 清掃業務の履行確認が不十分であるので、改善する必要がある。 (3) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。 (4) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを年 6 回実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	警備業務	2,772	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。
	植栽等維持管理 (第4工区)	6,930	(1) 指名業者の選定方法について 前年度契約業者を適切な理由なく指名から外しているのは問題であるため、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 分割契約について 場内を4工区に分割契約しており、その理由は受注機会の増大等としていますが、4つの工区の指名業者に重複があり、同一業者が2つ以上の工区の受注が可能である。落札した場合、他の工区の入札に参加できないように指名通知等を行うなどの改善が必要である。 (3) 樹木記録簿等について 樹木記録簿等が整備されていないので、積算根拠が不明確であるため、樹木記録簿等を整備する必要がある。
財務課	県立学校警備 業務委託	-	なし
高校教育課	いばらき産業教育フェア実施	7,226	なし
	県立学校警備業務委託	-	なし
生学 涯習 課	茨城ゆうゆうカ レッジ開催事業	3,912	なし
文 化 課	芸術文化振興事業	11,451	なし
	郷土民俗芸能の 集い開催事業	9,869	なし
県 近 代 美 術 館	庁舎清掃	22,260	(1) 積算について 積算に当たり、東京地区の積算単価をそのまま採用しているが、本県の労務単価より高い水準にあるので、見直す必要がある。 定期清掃の回数について、積算上の回数と仕様書の回数が異なっているのは適切でない。 (2) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。 (3) 委託業務について 清掃業務に一般廃棄物処理を含めて委託しているが、指名業者が限られてしまうため、清掃業務と一般廃棄物処理業務は分割して委託するよう改善する必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	警備業務	32,886	なし
	エレベーター 保守点検	1,903	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。
	植栽等維持管理	12,957	(1) 積算について 刈り草及び剪定枝等の処理を行っているが処理費を積算計上していない。処理費を計上し、適切な処理を行う必要がある。
県近代美術館 天心記念五浦分館	庁舎清掃	18,144	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 積算について 定期清掃の回数について、積算上の回数と仕様書の回数が異なっているのは適切でない。 (3) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。
	警備業務	12,426	なし
	エレベーター 保守点検	294	なし
	植栽等維持管理	22,050	(1) 樹木記録簿等について 樹木記録簿等が整備されていないので、積算根拠が不明確であるため、樹木記録簿等を整備する必要がある。
県教育研修センター	庁舎清掃	17,640	(1) 積算について 清掃作業員の積算に当たり、作業員の能力に応じて人件費に格差を設けているが、県内の平均賃金よりかなり高い労務単価で積算しており、また実際に必要と思われる作業能力を上回る条件設定をしているので、見直す必要がある。 仕様書で床やカーペットの清掃を2日に1回と規定しているが、受託業者が作成している作業計画表では週2回になっており、そのまま承認しているのは適切でない。 (2) 履行確認の方法について 清掃業務の履行確認が不十分であるので、改善する必要がある。 (3) 委託範囲について 事務室の日常清掃を委託しているが、事務室については職員が実施すべきである。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	エレベーター 保守点検	4,221	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。
	植栽等維持管理	12,495	(1) 積算について 寄植え刈込みで積算すべきところ、1本1本剪定する下木剪定で積算しているのは適切でない。 刈り草及び剪定枝等の処理を行っているが処理費を積算計上していない。 適正な処理費を計上し、適切な処理を行う必要がある。 (2) 履行確認の方法について 業務完了報告及び履行確認は毎回行うように改善する必要がある。 (3) 芝生の管理について 敷地周囲の法面の芝生管理について、維持費が節減できるような管理方法に改善する必要がある。
多賀高等学校	一般廃棄物処理	378	(1) 見積業者の選定方法について 見積業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 排出量の把握について 一般廃棄物の排出量を把握していないのは適切でない。
	機械警備	819	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。
里美高等学校	一般廃棄物処理	706	なし
	機械警備	378	なし
水戸農業高等学校	一般廃棄物処理	504	(1) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。
	機械警備(本館)	819	(1) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。 (2) 機械警備システムについて 職員室を機械警備の対象としていないのは保安上問題があり、適切でない。
	機械警備 (畜産科)	517	(1) 積算について 委託内容が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく積算単価を増額したことは適切でない。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
波崎高等学校	一般廃棄物処理	529	(1) 見積業者の選定方法について 見積業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。
	機械警備	819	なし
八郷高等学校	機械警備	819	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。
真壁高等学校	機械警備	1,421	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。
明野高等学校	一般廃棄物処理	410	なし
	機械警備	819	(1) 機械警備システムについて 機械警備が職員室やパソコン教室等毎に独立してセットできず、1 箇所解除されると全ての機械警備が解除されてしまうのは保安上問題があるので、改善する必要がある。
結城養護学校	庁舎清掃	1,313	なし
	一般廃棄物処理	527	(1) 見積業者の選定方法について 見積業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 排出量の把握について 一般廃棄物の排出量を把握していないのは適切でない。
	機械警備	932	なし
	エレベーター 保守点検	853	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、2 者以上による見積書徴取の実施を検討する必要がある。
日立警察署	庁舎清掃	2,583	(1) 指名業者の選定方法について 指名業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。 (2) 清掃回数について 日常清掃で床清掃を委託しているので、定期清掃でワックス掛けを毎月実施するのは過剰であるので、実施回数を見直す必要がある。
	一般廃棄物処理	936	(1) 見積業者の選定方法について 見積業者が毎年ほぼ同一であり、また予定価格や契約額にも変動がないので、競争性や透明性を確保するために、業者選定方法を改善する必要がある。

監査対象機関	業 務 名	契約金額 (千円)	「改 善 を 要 す る 事 項」
	エレベーター 保守点検	1,103	(1) 契約方法について 長年にわたり一者随意契約を結んでいるが、競争性や透明性を確保するために、指名競争入札の実施を検討する必要がある。
	自動車保管場所 証明事務	14,496	なし
鹿嶋警察署	庁舎清掃	651	なし
	一般廃棄物処理	414	なし
	自動車保管場所 証明事務	16,089	なし

~~~~~

---

正
誤

---

平成15年 9 月 1 日付け茨城県報第1517号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                           | 正                           |
|-----|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 13  | 下から 6 | 平成15年 9 月 1 日以降平成15年 3 月31日 | 平成15年 9 月 1 日以降平成16年 3 月31日 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)